

高齢第 1270 号
平成24年2月15日

(介護予防)福祉用具貸与事業所の管理者 様

新潟県福祉保健部高齢福祉保健課長

介護保険制度によるハンドル形電動車いすの 利用者に係る鉄道利用について（通知）

このことについて、平成21年3月17日付け高齢第1029号により通知しているところですが、この度、鉄道車両に乗車することができる「改良型ハンドル形電動車いす」の確認主体が、これまでの社団法人交通バリアフリー協議会から、一般社団法人日本福祉用具評価センター（以下「JASPEC」という。）へ変更となる旨、厚生労働省より通知がありましたので、お知らせします。

また、併せて、下記の取扱いが変更となりましたので、ご留意ください。

記

1 変更となる取扱い

- (1) ハンドル形電動車いすの利用者から、一部のデッキ付き車両を利用する場合に必要となる認定ステッカーの交付申込を受けた場合、指定（介護予防）福祉用具貸与事業所は、JASPECに交付依頼を行うことになる。
- (2) これまで、認定ステッカー交付の申請費用として一件につき1,000円の支払いが必要であったが、無料となる。
- (3) これまで、認定ステッカーは6年毎に更新することとなっていたが、更新する必要がなくなる。（一度交付されたものが永年有効）

2 その他

厚生労働省の通知本文については、以下のとおり県ホームページに掲載されていますので、内容をご確認ください。

〈新潟県ホームページ掲載場所〉

高齢者・障害者・福祉 → 介護保険制度・事業者情報 → 介護保険サービスに関するお知らせ → (介護予防)福祉用具貸与 → ハンドル形電動車いす利用者の鉄道利用について

担当：介護事業係 武田
TEL 025-280-5194（直通）
FAX 025-280-5229